

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(基本方針) 第3条 一略一 2及び3 一略一</p>	<p>(基本方針) 第3条 一略一 2及び3 一略一 <u>4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> 5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</p>
<p>(従業者) 第4条 介護医療院は、医師及び看護師又は准看護師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。 (1)～(3) 一略一 <u>(4) 栄養士</u> (5)～(7) 一略一 2 一略一 (非常災害対策) 第11条 一略一</p>	<p>(従業者) 第4条 介護医療院は、医師及び看護師又は准看護師のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。 (1)～(3) 一略一 <u>(4) 栄養士又は管理栄養士</u> (5)～(7) 一略一 2 一略一 (非常災害対策) 第11条 一略一 <u>2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> <u>(虐待の防止)</u> 第15条の2 介護医療院は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p>
<p>(基本方針) 第17条 一略一 2 一略一</p>	<p>(基本方針) 第17条 一略一 2 一略一 <u>3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p>
<p>(準用) 第21条 <u>第7条</u>、第8条及び第11条から第16条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用</p>	<p>(準用) 第21条 <u>第4条</u>、<u>第7条</u>、第8条及び第11条から第16条までの規定は、ユニット型介護医療院に</p>

する。

附 則

1 一略一

(経過措置)

2 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床等(以下「療養病床等」という。)を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項及び第18条第2項の規定は、適用しない。

3 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の開設者が、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項及び第18条第2項の規定は、適用しない。

ついて準用する。

附 則

1 一略一

(経過措置)

2 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床等(以下「療養病床等」という。)を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換(当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護医療院、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次項において同じ。)を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項及び第18条第2項の規定は、適用しない。

3 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って開設した介護老人保健施設(以下「介護療養型老人保健施設」という。)であって、令和6年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の開設者が、当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設した場合における当該介護医療院の建物については、第6条第1項及び第18条第2項の規定は、適用しない。

4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第10条及び第20条の規定の適用については、これらの規定中「施設」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。

5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第12条第2項(第21条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的実施するよう努めるとともに、規則」とする。

6 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第15条第1項(第21条において準用する場

合を含む。)の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を置くよう努めるとともに、規則」とする。